

健康管理システム等標準化検討会  
成人検診ワーキングチーム（第2回）  
令和4年1月25日 【資料2】

# 健康管理システム 標準化の範囲について

事務局提出資料

# 成人検診の標準化対象事業と、検討のポイントについて

- 地域情報プラットフォーム標準仕様に記載がないが、システム機能として求められる事業が多数ある。これらの事業は、標準化範囲外の整理しつつも、範囲内の検診と組み合わせで実施している自治体も多数あることから、機能要件への仕様記載を工夫することで、事業の実施を妨げることにならないような整理が必要である。
- 市区町村における拡張運用として、健康増進法で指針が示されている事業において、対象年齢の拡張や指針以外の検査項目で、実施しているケースもある。データ要件を定める上でも、医学研究、大学研究等を目的とした自治体拡張検査項目の実施を妨げることがないような整理が必要である。
- 基本チェックリストは、現在は介護保険事業で実施されているため、標準化範囲外の整理とするのが望ましい。
- 特定健診・保健指導、後期高齢者の健康診断・保健指導については、厚生労働省において検討中。

